

# 医療法人社団敬愛会 福島西部病院 訪問看護部 運営規定

## 第1条【事業の目的】

利用者の特性や有する能力に応じた、日常生活を自立して営む事ができるよう、在宅での療養生活を支援し、心身の機能維持及び回復を目指した訪問看護サービスを行う事を目的とする。

## 第2条【運営の方針】

提供する訪問看護サービスの質の向上、および改善を図るよう努力すると共に、看護技術の進歩に見合った看護技術をもって、サービスを提供する。

訪問看護サービスの提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 第3条【事業所の名称】

名称 医療法人社団敬愛会

福島西部病院

所在地 福島県福島市東中央3丁目15番地

## 第4条【職員体制】

(1) 管理者：看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：看護師 2名（内常勤1名は管理者兼務）

訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

## 第5条【営業日及び営業時間】

営業日 月曜～金曜日

休業日 土曜・日曜、祝祭日及び年末年始の12月30日～1月3日まで

営業時間 午前8時30分～午後5時30分

## 第6条【サービスの主な内容】

訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅を訪問して行う。

- ①病状、状態の観察
- ②身体の清潔・栄養・排泄の管理
- ③褥瘡の予防及び管理
- ④各種カテーテル管理
- ⑤療養生活や介護指導
- ⑥看取り・家族支援

## 第7条【サービス提供の記録】

1. 事業者は、利用者に対して訪問看護サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日内容及び介護保険から支払われる報酬などの必要事項を居宅介護事業所が作成する所定の書面に記載する。
2. 事業者は、訪問看護サービスの提供に関する記録を作成する事とし、これを契約終了後5年間保管する。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧することができる。
4. 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写物の交付を受けることができる。

## 第8条【通常の事業の実施地域】

福島市内とする。

## 第9条【緊急時の対応】

事業者は訪問看護サービスの提供中に利用者の症状に急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又は、協力医療機関に連絡を取るなど、必要な措置を講じる。

## 第10条【料金】

1. 訪問看護利用料は負担割合証にて確認をする。(1割～3割)
2. 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者やその家族などに対してその利用手続き、提供方法及び、利用料に関して説明を行い、書面による同意を得る。
3. 事業者は利用者から利用料等の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行する。
4. 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費はその実額を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
1キロメートル当たり 50円 (税込み55円)

#### 第 11 条【秘密保持】

事業者及び事業者の職員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は従業者でなくなった後も同様とする。

#### 第 12 条【個人情報】

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。

#### 第 13 条【虐待の防止】

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### 第 14 条【連携】

事業者は、訪問看護サービスを提供するにあたり居宅介護支援事業所及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

#### 第 15 条【相談・苦情】

事業者は、利用者等からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、訪問看護サービスに関する利用者の要望、苦情などに迅速に対応しなければならない。

#### 第 16 条【その他運営についての留意事項】

1. 事業者は、正当な理由なく、訪問看護サービスを拒んではならない。
2. 事業者は、医療法人社団敬愛会の他の事業と会計は区分しなければならない。

付則

この規則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。